

152 東京大学法学部別課法学科規則制定に付伺

〔明治十六年九月二十八日〕

(欄外注記2)
〔朱書〕

〔甲第七百三十八号〕

本学法学部別課法学科規則別紙之通相定度仍而此段相伺候条可成至急仰裁可候也

(欄外注記1)

明治十六年九月二十八日

東京大学総理 加藤弘之 印

文部卿 福岡孝弟殿

〔朱書〕
〔書面伺之通〕

〔朱書〕
〔明治十六年十二月廿八日〕 印

法学部別課法学科規則

第一条 別課法学科ハ稍簡易ノ教則ニ拠テ教導スルヲ本旨トスルヲ以テ其課程ヲ三週年トス尤該課程ヲ卒リ猶深ク法律ヲ専修セント欲スル者ニハ更ニ一ヶ年間特等科ヲ授クルモノトス

第二条 別課法学科ノ課目ハ即チ左ノ如シ

第一年

法学通論 民法 契約法 私犯法

第二年 民法 刑法 治罪法 訴訟法 商法

第三年 民法 商法 海上法 証拠法 訴訟演習

第四年 (特等科) 国法学 行政法 国際法〔(公法、私法)〕
古代法律 法理学

第三条 当科ニ入ルヘキ者ハ年齢十八年以上トス
第四条 当科ニ入ルヘキ者ハ天然痘又ハ種痘ヲ了(ヘ)身体壯健ニシテ且ツ左ノ課目ノ試業ニ合格スル者ニ限ル

但シ〔(洋語ヲ欠カサル) 高等中学科卒業ノ者ハ試業ヲ要セス〕〔(其洋語ヲ欠キタル者及) 初等中学科卒業ノ者ハ洋文ノ

〔朱書〕
〔史記白文訓点〕
〔朱書〕
〔英仏独語ノ内一語ノ訳読〕
〔朱書〕
〔分数比例〕

一漢文
一洋文
一算術

第五条 入学ヲ願フ者ハ第一号書式ノ入学願書ニ学業履歴書ヲ

添ヘ本学教務課ニ出スヘシ

第六条 当科ニ入ル者ハ法学部入学在学退学規則第八条ニ準シ

第二号書式ノ在学証書ヲ出スヘシ

第七条 教科書ハ一切自弁トス

但シ本科ニ差支ナキ書籍ハ閲覧室ニ於テ閲覧スルヲ許ス

第八条 受業料ハ法学部学生ト同シ尤貧困ニシテ所定ノ受業料

ヲ納付スル能ハサル者ハ願ニ依リ詮議ノ上半額或ハ四半額ノ減額納付ヲ許可シ若クハ全額ノ免除ヲ許可スルヲアルヘシ

第九条 生徒学級ノ昇降若クハ退学ハ都テ法学部ノ規則ニ準シテ処分スルモノトス

第十条 卒業ノ節ハ其証書ヲ付与シ又特等科卒業ノ者ニハ更ニ其証書ヲ付与スルモノトス

第十一条 其他大学ノ諸規則ハ都テ法学部学生ト同シク遵守スヘシ

第一号書式

入学願書

拙者儀大学法学部別課法学科へ入学志願ニ付学業履歴書相添此段相願候也

宿所

何府県族籍(戸主ナラサレハ某何男某弟等)

年月日

何之誰印

何年何月生

東京大学総理何某殿

第二号書式

在学証書

拙者儀在学中ハ諸規則堅ク相守リ卒業ニ至ル迄猥リニ退学転学等仕間敷候仍テ証書如此候也

宿所

何府県族籍(戸主ナラサレハ何某男或ハ弟等)

年月日

何之誰印

何年何月生

東京大学総理何某殿

前文何之誰入学以後在学中ニ係ル一切ノ事件ハ拙者共引受可申仍テ保証如斯候也

但向後宿所移転或ハ印章ヲ改メ候節ハ速ニ御届可致候也

宿所

何府県族籍

年月日

保証人

何之誰印

何年何月生

宿所

何府県族籍

副保証人

何之誰印

何年何月生

前書保証人ハ丁年以上ニシテ本区内ニ於テ一家計ヲ立ル者ニ相違無之候也

何区役所印

前書副保証人ハ丁年以上ニシテ本区内ニ於テ一家計ヲ立ル者ニ相違無之候也

何区役所印

(欄外注記)

(総務課重)

「供閱」

総理(加藤弘之)

同心得

同補助

幹事

(服部一三)

「法学部長」

(欄外注記2)

(朱印)

〔大ノ二八三号九月廿八日受正副〕「庶務課(宮塚梅)」

〔文受第六百四十号〕「庶務課(市川寛繁)」

〔文受第六百四十号〕「庶務課(中国)」

〔文受第六百四十号〕「庶務課(石原助安)」

〔文部省准充〕明治十六年分、(E2)」